

社会福祉法人今金福社会 役員等報酬及び費用弁償規程

令和3年3月19日規程第1号

社会福祉法人今金福社会役員等報酬及び費用弁償規程（平成29年規程第1号）の全部を改正する。

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人今金福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。また、報酬とは明確に区分されるものとする。

（業務の種類）

第3条 費用の弁償をする業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 評議員選任・解任委員会への出席
- (3) 監事による定期又は、臨時監査、決算監査
- (4) 苦情解決委員会への出席
- (5) 行政機関による指導監査等の立会
- (6) 研修会、会議等への参加
- (7) 法人運営及び施設運営に関する業務
- (8) その他理事長が必要と認めた業務

（報酬の支給）

第4条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条第1項の規定により無報酬とする。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（報酬の額の決定）

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間24万円以内とする。

- 2 理事長の報酬は、月額20,000円とする
- 3 理事長以外の理事及び監事の報酬は、無報酬とする

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員、評議員、評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員が、第3条によるその業務を行うための費用を弁償する。

- 2 費用弁償は、会議または法人業務のため旅行するときは住所地又は勤務地から用務地まで順路により費用を弁償する。ただし、職員である場合は支給しない。
- 3 費用弁償は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は別表に定めるところによる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第7条 報酬は、年額を12分した額を在職月数に応じて支給額を計算し、6月、9月、12月及び3月の各末日までにこれを支払うものとする。

- 2 費用弁償は、業務にあたった都度、支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第8条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 費用弁償の支払い方法は、この規程に定めるものの外、職員の旅費支給規程の例による。ただし、日当はその旅程にかかわらずその全額を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則 (令和3年3月19日規程第1号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分 職種	車 賃 (1kmにつき)		日 当 (1日につき)			宿 泊 料 (1夜につき)			航空賃
	町 内 円	町 外 円	町 内 円	町 外 円	道 外 円	町 内 円	町 外 円	道 外 円	
理事長	37		4,500	4,500	5,400	6,250	9,800	10,900	実 費
理 事 監 事 評議員 その他 委 員	乗合自動車運行 区間はその実費		4,000	4,000	4,800	6,250	9,800	10,900	